

令和2年度 確定給付企業年金監査結果(主な指摘事項)

監査事項	指摘内容
加入者	<p>確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明を行うこと。</p>
資産運用	<p>確定給付企業年金法施行令第45条第1項並びに同法施行規則第83条及び第84条において、事業主等は積立金の運用に関する基本方針及び政策的資産構成割合(以下「基本方針等」という。)を作成し、基本方針等に沿って運用しなければならないこととされているが、基本方針等が策定されていなかったため、法令等に基づき基本方針等を作成し、基本方針等に従って運用を行うこと。</p>
	<p>確定給付企業年金法施行令第45条第6項及び同法施行規則第83条第4項に基づき、事業主及び基金は、運用受託機関に対して同法施行規則第83条第4項に規定する事項を記載した運用指針を作成し交付しなければならないとされている。しかしながら、一部の運用受託機関に対して、同法施行規則第83条第4項に規定する事項の一部が記載されていない運用指針が交付されていたため、法令に基づき運用指針を定めるとともに、改めて運用受託機関に交付すること。</p>
その他	<p>選定代議員の選出手続きについて、「選定代議員選出規程」では、代議員の候補者の指名があった時は、必要事項を確認の上、指名を認め、指名届の余白に受理の年月日を記載しなければならないとされている。しかしながら、指名届の余白に受理の年月日が記載されていない例が見受けられたので、規程に基づいて適切に記載すること。</p>
	<p>確定給付企業年金に係る業務概況については、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、事業主等は確定給付企業年金の加入者に対し、毎事業年度1回以上、同法施行規則第87条に規定する事項を周知することとされている。しかしながら、同法施行規則第87条に規定する事項又はその一部の周知が行われていなかったことから、法令に基づく周知を適切に行うこと。</p>
	<p>監事監査における監査調書の摘要欄及び「適否」欄の記載について、記載が漏れることのないよう、確実に記載すること。</p>
	<p>タクシー券の使用簿への理由欄の記載について、「その他」としている事例が見受けられたので、タクシー券を使用した理由を明らかにして記載すること。</p>
	<p>個人データの適切な保護が確保されるよう、企業年金連合会や受託機関が開催する個人情報保護に関する研修会へ積極的に参加すること。</p>
	<p>委託契約書に業務委託先の監督に関する内容が盛り込まれていないため、委託契約書の内容の見直しを行うこと。</p> <p>企業年金連合会から送付された特定個人情報を保存した電子媒体について、再使用することのない不要なものは長期間保管することなく廃棄するなど、取扱いを整理すること。</p>